

輸出物品販売場許可申請書添付書類自己チェック表

手続委託型用

申請者の納税地			
申請者の氏名又は名称			
販売場の所在地		担当者氏名	
販売場の名称		連絡先 (電話番号)	

添付書類の確認 (確認欄にチェックしてください。)		確認
1	販売場が所在する特定商業施設の見取図 (販売場及び免税手続カウンターの場所を付記したもの)	<input type="checkbox"/>
2	承認免税手続事業者との間で交わした免税販売手続の代理に関する契約書の写し	<input type="checkbox"/>
3	特定商業施設に該当することを証する書類	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款の写し	
	<input type="checkbox"/> 中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款の写し	
	<input type="checkbox"/> 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗に該当することを証する書類 <input type="checkbox"/> 建物の登記事項証明書 (登記簿謄本) の写し	
4	商店街振興組合又は事業協同組合の組合員であることが確認できる資料 (組合員名簿など)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 特定商業施設が消費税法施行令第18条の2第4項第1号又は第2号に掲げる地区等である場合 → 販売場を営む事業者が組合員であることが確認できる書類	
	<input type="checkbox"/> 消費税法施行令第18条の2第5項の規定の適用を受ける場合 → 販売場が所在する大規模小売店舗の設置者が組合員であることが確認できる書類	
5	特定商業施設が消費税法施行令第18条の2第6項の規定の適用を受けるものであることを証する書類 (例)・ 隣接又は近接している商店街が連携して行っているイベント等がある場合は、イベント等の共同事業を記載した事業報告書の該当部分の写しその他活動概要が分かるイベントのちらしなど ・ 連携したイベント等を行った実績がない場合には、隣接又は近接している商店街が連携して免税手続カウンターを利用する理由等が記載された書類など	<input type="checkbox"/>
6	その他参考となるべき書類	<input type="checkbox"/>
	申請者の事業内容が確認できる資料 (会社案内やホームページ掲載情報など)	
	許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料 (取扱商品リスト、商品カタログなど)	
	免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行うために、販売場から免税手続カウンターへ連絡 (共有) する情報が記載された書類 (販売場で発行するレシートのひな型、一般物品と消耗品の別が分かる取扱商品リストなど)	

届出書の提出状況の確認 (確認欄にチェックしてください。)		確認
「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出		<input type="checkbox"/>

《手続委託型輸出物品販売場の許可要件》

- ① 次のイ、ロの要件を満たす事業者 (課税事業者に限ります。) が営む販売場であること。
イ 現に国税の滞納 (その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限ります。) がないこと。
ロ 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を営む事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。
 - ② 現に免税購入対象者の利用する場所又は免税購入対象者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。
 - ③ 販売場を営む事業者と当該販売場が所在する特定商業施設内に免税手続カウンターを設置する一の承認免税手続事業者との間において、次のイ、ロ、ハの要件の全てを満たす関係があること。
イ 当該販売場において譲渡する物品に係る免税販売手続につき、代理に関する契約が締結されていること。
ロ 当該販売場において譲渡した物品と当該免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う物品とが同一であることを確認するための措置が講じられていること。
ハ 当該販売場において譲渡した物品に係る免税販売手続につき必要な情報を共有するための措置が講じられていること。
 - ④ 臨時販売場ではないこと (設置期間が7か月超であること。)
- ※ Visit Japan Web を利用した免税販売手続への対応は事業者の任意であることから許可要件とはされておらず、Visit Japan Web の利用に係る届出書等の提出もありません。

《免税販売手続の電子化への対応》

- ・ 輸出物品販売場を営む事業者は、免税販売手続の際、購入記録情報を遅滞なく国税庁長官に提供しなければなりません。「輸出物品販売場許可申請書 (手続委託型用)」と併せて、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」も提出してください。